

鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に、より信頼され開かれた議会を目指し、議会改革に係る調査研究及び提言を行うことを目的として、鳥取市議会議会改革検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、議長から諮問された検討項目について調査研究及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、9名の議員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、議会の常任委員の例による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

4 議長及び副議長は、委員会の求めに応じて出席し、発言することができる。

5 委員会の会議は原則公開とする。

(提言の取扱い)

第9条 委員会の提言があったときは、議長は、議会運営委員会に諮り、協議の整った事項を実施に移すものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。